

原告側が控訴理由書を提出した（鬼怒川大水害）その5

2023/09/19

●計画があったことにすることは得策か

鬼怒川大水害訴訟における原告側控訴理由書に次のように書かれています。

<https://www.call4.jp/file/pdf/202304/d124799f9833e13e1a2c69f60ff3076b.pdf>

- 「当初の2001（平成13）年度以降の堤防整備についての計画」（p10）
- 「これは、本件改修計画は、2001（平成13）年以降の堤防整備について、2001（平成13）年に計画が作成され、2012（平成24）年にこの計画が変更されたということである。」（p37）
- 「平成13年の計画では、乙80（鬼怒川流下能力算定表（平成13年度測量）があり」（p37）
- 「当初の平成13年計画は」（p38）

以前にも書いたことですが、そもそも「本件改修計画」（p37）は、どこに定義されているのでしょうか。

水戸地裁の判決書p2には、原告らの主張を紹介する中で、「常総市流域を含めた鬼怒川の改修計画を「本件改修計画」という。」という略称部分に出てくるのですが、定義されているわけではなく、具体的にどんな計画を指すのか不明です。

<https://www.call4.jp/file/pdf/202207/8413adfe5ad05c96310473ba8ce807fd.pdf>

「本件改修計画は、2001（平成13）年以降の堤防整備について、2001（平成13）年に計画が作成され」（p37）と書かれていることにも疑問があります。

計画は事業実施年度の前年度までに作成するのが通常であり、2001年が始まってから同年に計画を立てたと述べていることに違和感があります。

計画は事前に立てるものではないのでしょうか。

実際、弁護団も、「平成24年計画」（p37）については、p25で、「平成24年以降の堤防整備についての計画を作成した平成23年度」と述べており、計画の作成年度は、事業実施年度の前年度までというのが常識です。

弁護団は、「平成13年の計画では、乙80（鬼怒川流下能力算定表（平成13年度測量））があり」（p37）と言っていることから、2001年計画の根拠は乙80だと言いたいのでしょうか。

しかし、乙80の作成時期は、証拠説明書によれば、計画期間の始期から10年後の2021年11月ですから、2001年度計画の根拠にはなり得ないはずです。

<https://www.call4.jp/file/pdf/202204/803d73bb091389e8ea3e264c01aa0ea4.pdf>

また、乙80は、2001年度測量成果に基づいているのですが、2001年度測量成果は測量が年明けの2002年になってから実施された可能性があります。

そうだとすると、2002年に明らかとなったデータに基づいて2001年度計画を立てることはできないはずです。

裁判で議論される事実は生の事実ではないことが普通にあることだから、当事者や裁判所にとって都合がよければ、架空の事実を基に議論することは全然問題ない、という考え方もあるでしょう。

確かに、裁判で議論される事実は生の事実ではないことが往々にしてあるとしても、訴訟代理人としては、架空の事実を基に議論することが依頼者にとって有利だから、あるいは不利にならないから、あるいは生の事実にこだわる実益がないからそうすることが許されるのであって、依頼者に不利ならそうすべきではないはずです。

つまり、生の事実にこだわるのが依頼者に有利になるなら、生の事実にこだわる必要があるはずです。

弁護団は、「改修計画」とは、工事の「具体的な内容及び実施場所、その時期・順序を記載したものの総体を指しているものとみるべきである。」（原告ら準備書面（1）p8）とし、鬼怒川では、2011年度鬼怒川直轄河川改修事業において改修の事業内容が初めて具体的に示されたという認識を示していました。

被告が具体性のある計画を立ててこなかったことが鬼怒川大水害の一因である（主な原因は、計画の有無にかかわらず、危険箇所を放置したことだと思いますが、具体性のある計画を立てていれば本件水害を防げた可能性はあると思います。）と私は見ており、そのことを主張すべきだと思うので、2001年度計画が存在したと弁護団が主張することには疑問を感じます。

被告が無計画だったことが落ち度であるという認識は弁護団にはないと言えます。

●国は改修計画を作成したとは言っていない

上記を検討していたら、国が提出した控訴答弁書が8月22日にcall4にアップされました。提出日は8月4日でした。

その p 4 5 には、控訴人（一審原告）らは、整備概要図（乙 7 2 の 3）の上段と下段の治水安全度が異なっていることについて、「これは、本件改修計画は、2 0 0 1（平成 1 3）年以降の堤防整備について、2 0 0 1（平成 1 3）年に計画が作成され、2 0 1 2（平成 2 4）年にこの計画が変更されたということである。」（p 3 7）と主張するが、乙 7 2 の 3 は、「本件訴訟の証拠資料として作成したものであり、鬼怒川の改修計画の作成・変更とは何ら関係がないから、控訴人（一審原告）らの上記主張は誤りである。」と書かれています。

国が「計画を立てていない」と言っているのに、弁護団が、「いやいや、国はちゃんと計画を立てていました」と主張するのは倒錯していると思います。

●控訴審で重要水防箇所を持ち出したのはスライドダウンを否定するためだった

弁護団は、「重要水防箇所とは、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。」（p 2 4）と言います。

「川の水があふれる等の危険が予想される箇所」を被告が毎年度認識していたのですから、河川の整備事業にとって極めて重要な情報だと思いますが、弁護団はこれまで無視してきました。

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所なので、その危険を除去する義務が河川管理者にはあるはずです。

当然のことなので、河川法には明記されていませんが、同法第 1 条には、災害の発生の防止が目的として謳われており、河川管理者には河川工事を実施する権限等の様々な権限が与えられているのですから、河川管理者が、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所をなくしていく義務があることは当然であり、河川管理者が危険性の高い重要水防箇所を長年放置することなど許されないはずです。

（もちろん、人間が河川を完全に制御できるはずもなく、水害の根絶は不可能ですが、少なくとも鬼怒川では直轄管理期間は 8 9 年間もあったのですから、2 0 1 5 年時点で H W L + 2 0 c m 程度の水位となる規模の洪水で氾濫が起きないようにすることは現実的に可能でした。）

常総市民が管理する「2 0 1 5 年関東・東北豪雨災害～鬼怒川水害～」(元号を西暦に換えています。)のサイトでも、「2 0 1 5 年関東・東北豪雨災害で決壊した鬼怒川左岸の 2 0 . 8 K から 2 1 . 0 K を含む範囲は 3 0 年前には既に重要水防箇所に指定されて

いました。2004年度には、堤防高が「水防上最も重要な区間(A)」に指定され、2007年度には、「重点区域」に指定され、2015年9月の災害に至りました。この事実を、被災者の皆さんはどのようにお感じになりますか？」と問題視していました。

<http://kinugawa-suigai.seesaa.net/article/445393708.html>

ところが弁護団は、上記のサイトの管理者と面談していただくからです、上記記事を閲覧していたはずですが、一審ではこのような意見を一顧だにせず、二審になってから、控訴理由書でようやく重要水防箇所と言及してきました。

ただし、「危険箇所を長年にわたり放置したのは国の落ち度である」という観点からではありません。

何のために言及したかという、重要水防箇所の評価基準にはスライドダウンの考え方は用いられていないこと及び2012年度計画においては浸透を考慮要素とする理由が乏しかったことを言いたいためです。

水戸地裁がスライドダウンの考え方を重視したために、反論として、重要水防箇所における危険性の判定基準を持ち出すことが有効だと考えたのだと思います。

水戸地裁がスライドダウンを重視しなければ、弁護団が重要水防箇所を持ち出すことはなかったと思われます。

●事業再評価資料よりも重要水防箇所一覧表の方が重要だ

弁護団は、被告が作成した資料として、事業再評価の資料である「鬼怒川直轄河川改修事業」及びその根拠資料を改修計画そのものであるかのように重視していると思います。

しかし、事業再評価は、河川の危険な箇所を洗い出すことが目的ではありません。

これに対し、重要水防箇所は、管理者が、実際に水害が起きそうな危険な箇所はどこなのかを具体的に抽出する作業なのですから、重要水防箇所一覧表は、水害訴訟において、最も重要な意味を持つ資料だと思います。

上三坂と若宮戸がどの程度危険な箇所だと管理者がいつから認識していたのかが訴訟において問われるのは必然だと思います。

弁護団が重要水防箇所よりも事業再評価資料を重要視する理由が私には分かりません。

二審では、2011年度の重要水防箇所一覧表を引用しましたが、そうだとすると、

それ以外の年度の一覧表は無視していることに変わりはありません。(甲61で2015年度重要水防箇所一覧表を引用していますが、氾濫箇所が含まれない2頁を引用しており、一覧表を引用したことにはなりません。)

●重要水防箇所の全てが危険箇所ではないようだ

ちなみに、「重要水防箇所とは、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所」と定義されるのが一般ですが、河川管理者は、重要水防箇所の全てが危険箇所であるとは考えていないようです。

重要水防箇所の評価基準は緩いため、さほど危険性が低い箇所まで含まれてしまうからです。安全側に立てば、危険な箇所を多めに設定するのは当然です。

静岡河川事務所のサイトには、次のように書かれています。

「Aランクとした区間の中でも、水防団等が水防活動の優先順位を適切に判断できるよう、氾濫ブロックを同一にする一連区間で、相対的に越水(溢水)が生じやすいと想定される箇所(以下、「危険箇所」という。)を水防団等に対して情報提供するものとする。」

<https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/suibou/pdf/jyuten.pdf>

<https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/suibou/kijyun.html>

鬼怒川にこのような制度があったかは不明ですが、上三坂と若宮戸はまさに上記の「危険箇所」に該当するのだと思います。

●括弧の表記ミスがひどすぎる

私は、過去記事で p25 での表記ミスについて勘違いして指摘していましたが、改めて指摘します。

4行目から7行目にかけて次のような記述があります。

「平成24年以降の堤防整備についての計画を作成した平成23年度の資料(重要水防箇所一覧表(甲60))と、本件洪水のあった平成27年度の資料(重要水防箇所の検討(鬼怒川編)の検討業務報告書(甲61))により、みてる。」

次のように訂正すべきだと思います。

「平成24年以降の堤防整備についての計画を作成した平成23年度の資料(重要水防箇所一覧表(甲60))と、本件洪水のあった平成27年度の資料(重要水防箇所の

検討（鬼怒川編）の検討業務報告書（甲 6 1）により、みてる。」

閉じかっこが二つ抜けているということでしょう。

かっこの一つや二つなくたって意味は通じるのだから、どうでもいいことじゃないか、という意見もあるでしょうが、誤字脱字が多ければ、内容的に信用できるのか、という疑いも持たれるでしょう。

問題なのは、弁護団には弁護士が 10 人いて、支援者も入っていて、全員で書面をチェックしているはずなのに、誰も誤字脱字に気がつかないということです。

このことは、準備書面が一人や二人の思いつきで書かれていて、時間をかけて十分に議論して練り上げたものではないということの意味すると思います。

● 2011 年度の重要水防箇所の検討方法を説明していない

p25 には、次のように書かれています。

「そして、堤防高（流下能力）についての重要箇所（「重要水防箇所」の誤りであろうと思われます。）の設定は、平成 27 年度の重要水防箇所の検討業務報告書（甲 6 1）様式一 6 「平成 27 年度 直轄河川重要水防箇所縦断図（鬼怒川）」の記載のように、地点間隔の密なレーザプロファイラ測量（略称「LP 測量」）結果によるものと思われる現況堤防高と洪水位（計画高水流量規模での計算水位）とを比較して洪水位が現況堤防高にどの程度収まるか（収まらないか）の検討が行われており」

この記述は、2015 年度に適用される重要水防箇所の抽出の仕方を説明しています。

2011 年度に適用される重要水防箇所の抽出の仕方についての説明がないところを見ると、弁護団は、このやり方が 2011 年度に適用される重要水防箇所についても用いられたと言いたいのでしようが、LP 測量結果によるものと思われるデータを使ったかどうかは、2010 年度に作成された重要水防箇所の検討業務報告書を見ないと分からないと思います。

そもそも、A 区間の設定基準については、2011 年度の重要水防箇所と 2015 年度のそれとについて別個に検討したら同じ基準を使っていたことが分かったと言っていた（p25 の 8～13 行目）のに、具体的な設定の仕方については、2015 年度の重要水防箇所についてだけ説明しており、2011 年度の重要水防箇所の具体的な設定の仕方については説明していません。

弁護団は、2015 年度の重要水防箇所の設定の仕方から 2011 年度のそれを推測していると思います。

推測と事実は峻別するのが筋だと思います。

ちなみに、事実と推測を峻別しない論法は、L2 1.0 0k の堤防の盛り土に関する主張についても見られます。

原告ら準備書面（8）p26に「したがって、2008年度の21kmの測量結果Y.P.21.17mは盛土部の値であり、天端本体のアスファルト舗装部は、それより30cm程度低く、計画高水位（Y.P.20.83m）程度しかなかったのである。」

<https://www.call4.jp/file/pdf/202109/94c5dec2c015ae8e29665be22ed454fb.pdf>

という記述がありますが、21kの2008年度の河川横断図は証拠として提出されおらず、盛り土があったのかどうかも分からないはずで

す。2011年度の河川横断図（甲40）から、2008年度においても、盛り土の高さが約30cmだったであろうと推測しているだけなのですが、事実として主張しています。ちなみに、確かに、2008年度にも盛り土はあったのですが、その高さは36cmだったので、道路面の高さは20.81mでHWLより2cm低かったのです。

事実を調べていれば、そのような主張もできたのです。

その根拠については、過去記事「左岸21kの堤防の盛り土は1964年度からあった（鬼怒川大水害）」を参照。

<http://kanumanodamu.lolipop.jp/OtherDams/L21kMorido.html>

●「設定は」とは何か

p25に「以上のおり、鬼怒川で実際に実施されている重要水防箇所の設定は、上記『水防計画作成の手引き』（甲59）と同じ内容である。」と書かれていますが、意味がよく分かりません。

「設定は」は曖昧な表現であり、意味不明です。

「設定は」という主語に対応する述語は、『水防計画作成の手引き』（甲59）と同じ内容である。」です。

「設定は同じ内容である。」では意味が分かりません。

「水防計画作成の手引き」は、重要水防箇所の設定基準を定めているのですから、「設定は」は、「設定基準は」と書くべきだと思います。

●弁護団は説を変えたのか

控訴理由書p28には、次のように書かれています。

「結局、平成24年計画における堤防の治水安全度の評価は、堤防高（流下能力）が小さい箇所ほど堤防決壊にとって危険（安全度小）であるから、堤防高（流下能力）が重要度Aとなっている箇所のなかで、その小さい箇所の順に整理を行って検討しなけ

ればならないのである。」

改修計画とは、重要度 A となっている箇所が対象だと言っていますが、30k より下流に限定して考えるとしても、改修計画はその全区間について立てるものであり、重要度 B の区間を度外視してよいとは思えません。

また、重要水防箇所における「堤防高（流下能力）」とは何かという疑問があります。最も大きな疑問は、弁護団は説を変えたのかということです。

治水安全度に関する弁護団の評価基準は、重要水防箇所における評価基準とは違うはずです。

もし同じなら、最初から重要水防箇所の評価基準を援用して主張しているはずですが。

重要水防箇所の評価基準である「堤防高（流下能力）」は、弁護団のいう「現況堤防高とその流下能力」（控訴理由書 p38）と似ているようにも見えますが、中身は違います。

重要水防箇所の評価基準である「堤防高（流下能力）」とは、計画高水流量規模の洪水を現況河道に流してみても溢れるか、という意味であり、これは、流下能力を基準とする考えですが、弁護団がこのような主張をしたことはありません。

現に、弁護団は、治水安全度の判定基準について控訴理由書 p38 で次のように書いています。

「したがって、本件改修計画においては、現況堤防の治水安全度、とりわけ、鬼怒川 30k より下流の現況堤防の治水安全度は、越水しない限界高さである現況堤防高とその流下能力によって判定するのが合理的であり、堤防整備計画における堤防整備の時期・順序は、現況堤防高とその流下能力によって定められるべきものである。」

「現況堤防高とその流下能力によって判定するのが合理的」だと言います。

ここで「流下能力」とは、「現況堤防高流下能力と計画高水位流下能力との差」（原告ら準備書面（8）p48）のほうです。

したがって、弁護団が説を変えたとは思えません。

弁護団が説を変えていないとすれば、p28 の記述と p38 の記述は矛盾します。

「堤防高（流下能力）が重要度 A となっている箇所のなかで、その小さい箇所の順に

整理を行って検討しなければならないのである。」という主張は、重要度 B の箇所を度外視しろということであり、妥当とは思えないのですが、言いたいことは、重要水防箇所の結果を翌年度以降の改修計画に反映させるべきだったと言いたいのかもしれず、そうだとすれば、反映させた結果を示すべきだと思います。

反映させるべきだったと言っただけでは、瑕疵を指摘しておらず、攻撃になっていないと思います。

定量的な検討は難しいとしても、重要水防箇所一覧表を使ったおおまかな検討はできるはずであり、「堤防高（流下能力）が重要度 A となっている箇所のなかで」の整理や検討を行ってれば、氾濫は防げたと言主張するのが筋だと思います。

具体的には、重要水防箇所における危険性の評価と国が実施してきた改修事業の間に整合性があるのかを検証することが有意義だと思います。

もちろん、その際には、2011年度の重要水防箇所一覧表だけを取り上げるのではなく、1986年度から記録のある30年間の重要水防箇所一覧表の変遷（下記 URL）を見る必要があると思います。

「2015年関東・東北豪雨災害 ～鬼怒川水害～」(元号を修正してあります。)

<http://kinugawa-suigai.seesaa.net/category/26369282-1.html>

●「堤防高（流下能力）」で A の箇所は 40 箇所なのか
p27に「堤防高（流下能力） 40」と書かれています。

鬼怒川30kより下流の2011年度の重要水防箇所です。堤防高（流下能力）に関する重要度 A の箇所が 40 箇所あるという意味だと思います。

しかし、私が数えると 40 箇所ではなく、44 箇所になります。

鬼怒川30kより下流の2011年度の重要水防箇所は下記のリンク先です。

<https://kinugawa-suigai.up.seesaa.net/pdf/H23-suibo.pdf>

堤防高が A の箇所は次のとおりです。

事務所名欄のうち、「下館」を省略して、番号だけを示します。

183、187、188、196、198、199、203、209、212、213、218、221、223、229、235、236、237、238、239、240、241、244、247、250、252、253、254、256、269、275、277、280、283、293、296、298、299、303、307、

308、310、311、312、315

●一覧表に誤記があることを述べるべきだ

p27の7行目に「堤防断面 1（但し、理由には堤防断面、天端幅が1/2以上との記載）」と書かれています。

そのことを説明する部分が17行目からの「堤防断面については」で始まる段落がありますが、それでも分かりにくいと思います。

7行目からの段落の冒頭の2文は次のとおりです。

「堤防断面については、1区間あった。当該区間は、左岸25.25k上100（原文ママ）m～25.25k下20mの140m（若宮戸）であるが、理由には、重要度Bである「堤防断面、天端幅が1/2以上」と記載されており、また、同区間は無堤の堤防のないところである。」

「無堤の堤防のないところ」については、以前にも書きましたが、どうして「馬から落馬する」という類の表現をしたがるのか理解できません。読まされる方はイライラするだけです。

冒頭の「堤防断面については、1区間あった。」についても、主語の省略があり、問題です。

第2文に重要度Bの話が出てくるのですから、「重要度Aの箇所が」という主語を入れるべきでしょう。

「左岸25.25k上100m～25.25k下20mの140m（若宮戸）」についても、以前にも書きましたが、誤りです。

「左岸25.25k上100m～25.25k下20m」が正しいとしたら、その区間距離は120mであり、140mにはなりません。

原資料には、「左岸25.25k上100m～25.25k下20m」とは書かれていません。

2011年度重要水防箇所一覧表における該当箇所は、次のとおりです。

<https://kinugawa-suigai.up.seesaa.net/pdf/H23-suibo.pdf>

問題の箇所は、「下館183」で「鬼左25-1」です。

事務所名	図面対象番号	河川名	重要度		重要水防箇所			延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法	
			種別	階級	左右岸別	地先名	軒柱位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所			
下館	178	鬼右26-4	鬼怒川	堤防高	B	右	茨城県 下妻市	26.25 K 下 100 m	50	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	下妻市	常総工事	鎌庭出張所	積み土のう 木渡し
				水衝遮断	B	右	菅葉	26.00 K 上 100 m		洪水時溢水のおそれ				
下館	179	鬼右26-5	鬼怒川	堤防高	B	右	茨城県 下妻市	26.00 K 上 100 m	100	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防断面、天端幅が1/2以上	下妻市	常総工事	鎌庭出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪 木渡し
				堤防断面 漏水	B	右	菅葉	26.00 K		洪水時溢水のおそれ				
				水衝遮断	B	右	菅葉	26.00 K		洪水時溢水のおそれ				
下館	180	鬼右25-1	鬼怒川	堤防高	B	右	茨城県 下妻市	26.00 K	60	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防断面、天端幅が1/2以上	下妻市	常総工事	鎌庭出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
				堤防断面 漏水	B	右	菅葉	26.00 K 下 60 m		洪水時溢水のおそれ				
下館	181	鬼右25-2	鬼怒川	工作物	A	右	菅葉	25.75 K	一箇所	老朽樋管 (東山排水樋管)	下妻市	常総工事	鎌庭出張所	-
下館	182	鬼右24-1	鬼怒川	堤防高	B	右	茨城県 常総市	26.00 K 下 60 m	1170	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防断面、天端幅が1/2以上	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土のう 築きまわし 月の輪
				堤防断面 漏水	B	右	国生	24.75 K 上 20 m		計算水位が現況堤防高以上				
下館	183	鬼左25-1	鬼怒川	堤防高	A	左	茨城県 常総市	25.25 K 上 120 m	140	計算水位が現況堤防高以上	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土のう
				堤防断面	A	左	若宮戸	25.25 K 下 20 m		堤防断面、天端幅が1/2以上				築きまわし
下館	184	鬼左25-2	鬼怒川	堤防高	A	左	茨城県 常総市	25.00 K 上 20 m	20	計算水位が現況堤防高以上	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土のう
				堤防高	A	左	若宮戸	25.00 K						
下館	185	鬼右24-2	鬼怒川	工作物	A	右	茨城県 常総市	24.75 K	一箇所	老朽樋管 (国生排水樋管)	常総市	常総工事	鎌庭出張所	-
				工作物	A	右	国生	24.75 K						
下館	186	鬼右24-3	鬼怒川	堤防高	B	右	茨城県 常総市	24.75 K 上 20 m	570	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土のう
				堤防高	B	右	向石下	24.00 K 上 200 m						
下館	187	鬼右24-4	鬼怒川	堤防高	A	右	茨城県 常総市	24.00 K 上 200 m	150	計算水位が現況堤防高以上	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土のう
				堤防高	A	右	向石下	24.00 K 上 50 m						
下館	188	鬼左24-1	鬼怒川	堤防高	A	左	茨城県 常総市	24.25 K 下 120 m	380	計算水位が現況堤防高以上	常総市	常総工事	鎌庭出張所	積み土のう
				堤防高	A	左	本石下	24.25 K						
				漏水	B	右	房崎町 常総市	24.75 K		洪水時溢水のおそれ				月の輪

2-14

したがって、控訴理由書 p27 の「左岸 25.25k 上 100m」は「左岸 25.25k 上 120m」の誤りです。

ここは間違っただけでいい箇所だと思います。

なぜなら、ここは若宮戸で実際に溢水した箇所なのであります。

次に問題なのは、p27 では、2011年度重要水防箇所の重要度 A の箇所の話をしているのに、唐突に「重要度 B である」と言い出したことです。読み手は混乱します。

確かに、「下館 183」の堤防断面の「重要度」には「A」と書かれていますが、「重要な理由」欄には、「堤防断面、天端幅が1/2以上」と記載されています。

確かに、「堤防断面、天端幅が1/2以上」なら、重要度 B です。(評定基準については、下記 URL を参照)

したがって、「A」という表記と「堤防断面、天端幅が1/2以上」という表記は矛盾しており、どちらかが誤りです。

「水防法等の一部を改正する法律」が施行されました

<https://www.mlit.go.jp/river/suibou/suibouhou.html>

水防計画作成の手引き (都道府県版) 2015年度作成

資料 3-1 重要水防箇所評定基準(案) (国管理)

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/41_1507.pdf

なお、2022年度の評定基準は下記に変更されています。

水防計画作成の手引き（都道府県版）

資料3-1 重要水防箇所評定基準(案) (国管理)

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/suiboukeikaku_tebiki_pref_202208.pdf

結論として、「堤防断面、天端幅が1/2以上」が誤記と思われます。

なぜなら、堤防断面で初めて重要度Aとなった1996年度の重要水防箇所一覧表は次のとおりであり、2011年度の「下館183」と同じ区間である「鬼70」の堤防断面の「重要な理由」欄には、「堤防断面1/2未満」と書かれているからです。

<https://kinugawa-suigai.up.seesaa.net/pdf/H08-suibo.pdf>

事務所名	区画対象番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		建設省	想定される水防工法
			種別	階級		地先名	軒杭位置(K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
下館	鬼67	鬼怒川	工作物	A	右	茨城県 結城郡 千代川村皆葉	26.50K 下112m	1箇所	透水路長不足 (兼庭樋管)	千代川村	石下土木	鎌庭出張所	
	鬼68	鬼怒川	堤防断面	B	右	茨城県 結城郡	26.25K 上50m ～ 24.50K 上200m	1,600	堤防断面、天端幅が1/2以上 漏水の不安あり 一部根固め破損、旧川跡	石下町	石下土木	鎌庭出張所	積土のう 月の輪
			溝水	B	石下町 国生								
	鬼69	鬼怒川	工作物	A	右	茨城県 結城郡 千代川村皆葉	25.75K 上17m	1箇所	小口径樋管本体クラック、 透水路長不足 (東山樋管)	千代川村	石下土木	鎌庭出張所	
	鬼70	鬼怒川	堤防断面	A	左	茨城県 結城郡	25.25K 上120m ～ 25.25K 下20m	140	堤防断面1/2未満(無堤部) 計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満	石下町	石下土木	鎌庭出張所	積土のう
堤防高			B	石下町 若宮戸									
鬼71	鬼怒川	堤防断面	B	左	茨城県 結城郡	24.50K 上130m ～ 23.00K 上200m	1,430	堤防断面、天端幅が1/2以上	石下町	石下土木	鎌庭出張所	積土のう	

ちなみに、seesaa.netの管理者がまとめた若宮戸における重要水防箇所の変遷を見ると、堤防断面不足で指定された場合は、常に重要度Aで評価されており、重要度Bで評価されたことはありません。

<http://kinugawa-suigai.seesaa.net/article/445453712.html>

ただし、奇妙なことに、2008～2011年度の4年間だけは、「重要な理由」欄に「堤防断面、天端幅が1/2以上」と書かれているのです。(それでも評価は重要度Aですから矛盾しています。)

そして2012年度からは、「堤防断面、天端幅が1/2未満」という記述に戻るのです。

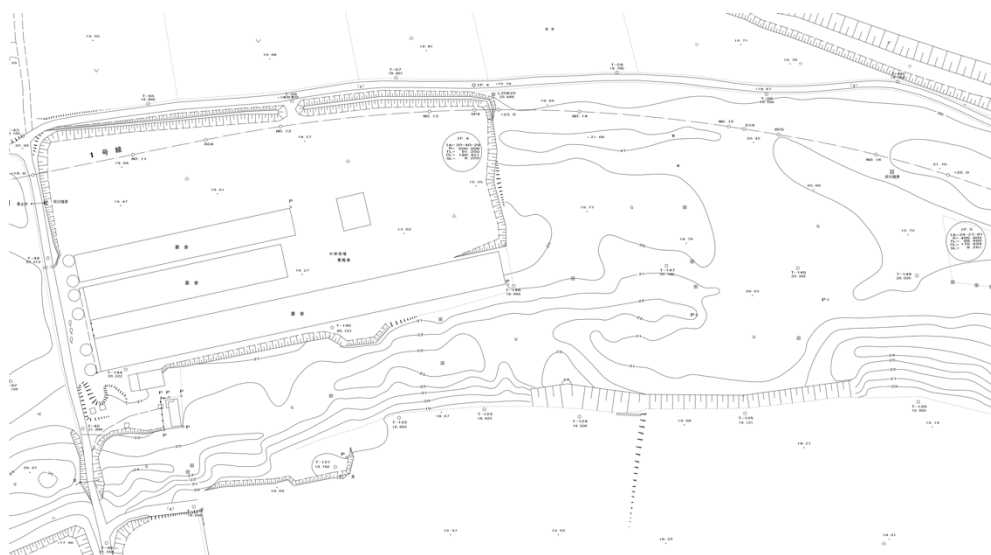
このことから、「堤防断面、天端幅が1/2以上」は誤記であると思われます。

このことを弁護士が指摘しなければ、読み手は混乱します。

また、下図のとおり、2004年1月の状況を示すと思われる地図（かつら設計が調製）で見ても、L25.35k付近の河畔砂丘は、HWLがY.P.22.380mであるの

に対し、Y.P.2 1 m より高い部分の幅が約4 m しかなかった（2 1.3 6 m が溢水ラインだった）のですから、「堤防断面、天端幅が1/2 以上」（重要度 B）のはずがありません。

このことから、「堤防断面、天端幅が1/2 以上」は誤記であると思われます。



●矛盾を解明する実益はある

堤防断面において重要度 A としながら、その理由を「堤防断面、天端幅が1/2 以上」と記載してあったら、矛盾しており、どちらかが誤りであることは明白なのですが、どちらが誤りかを解明しようもしないで話を進める論法では裁判所が理解できるとは思えません。

評価と理由のどちらが誤りかを解明する実益がないと考えたから解明しなかったのかもしれませんが、解明した結果を示せば、理解しやすくなるはずであり、裁判所の理解を促進する意味で、どちらが誤りかを解明する実益はあると思います。

もっと大きな実益は、弁護団が挙げた上記の箇所（上流側溢水箇所）は、実際に氾濫した箇所だったので、その断面がカミソリ堤状態だったのかをはっきりさせる実益はあるはずです。

●上流側溢水箇所の危険性を薄めようというのか

上記のとおり、弁護団は、2011年度重要水防箇所一覧表について次のように書いています。

「堤防断面については、1区間あった。当該区間は、左岸25.25k上100（原文ママ）m～25.25k下20mの140m（若宮戸）であるが、理由には、重要度Bである「堤防断面、天端幅が1/2以上」と記載されており、また、同区間は無堤の堤防のないところである。」（控訴理由書p27）

弁護団は、L25.35k付近の危険性を薄めようとしていると思います。

弁護団は、「堤防断面」についての重要度Bの基準である「堤防断面、天端幅が1/2以上」という記載を重視しています。

「堤防断面、天端幅が1/2以上」という記載が誤記だと考えるなら、「重要度Bである「堤防断面、天端幅が1/2以上」と記載されており」と書かないはずです。

「A」が誤記の可能性があると考えるから、「重要度Bである「堤防断面、天端幅が1/2以上」と記載されており」と書いたと思います。

つまり、「堤防断面」についての評価結果のAを否定している、あるいはそこまで言えないとしても、少なくともA評価に疑問を持っているということと言えます。

つまり、弁護団は、上流側溢水箇所がそれほど危険な箇所だとは認識していないということになると思います。

弁護団は、理由を示しませんが、重要水防箇所のうち、重要度Aの箇所のみを問題にしています（p28）。絞り込みをしています。B評価の箇所は、それほど危険ではないと見ていると思います。その見方は間違いではないと思います。

そうだとすると、弁護団が、上流側溢水箇所が「堤防断面」については、Aではなく、むしろBではないのか、と述べる以上、上流側溢水箇所がそれほど危険な箇所だとは認識していないということになります。

183	鬼左25-1	鬼怒川	堤防高	A	茨城県 常総市	25.25 K 上	120 m	140	計算水位が現況堤防高以上
			堤防断面	A	若宮戸	25.25 K 下	20 m		堤防断面、天端幅が1/2以上

↑2011年度直轄河川重要水防箇所一覧表から

上表のとおり、L25.35k付近（上流側溢水箇所）について国は、「堤防高」（実は流下能力）でもA、「堤防断面」でもAであり、とても危険な箇所であると言っているのに、被害者側が「堤防断面」についてのA評価は誤記かもしれず、そうだとすると、そこはそれほど危険ではないかもしれない、と危険性を薄める方向の発言をするのは倒錯していると思います。

●なぜ2000年度重要水防箇所一覧表を検討しないのか

私は、1986年から2015までの30年間の変遷をながめて、何が言えるのかを検討すべきだったと思いますが、弁護団の主張に沿って考えるとしても、少なくとも2000年度の重要水防箇所一覧表についても改修計画との関連性を検討するのが筋だと思います。

弁護団が2011年度重要水防箇所一覧表を検討する理由は、2012年以降の堤防整備についての計画を作成したのが2011年度だからだと思われまゝ（p27冒頭部分）。

つまり、計画と、その前年度の重要水防箇所を関連づけています。

そうだとしたら、弁護団は、「当初の2001（平成13）年度以降の堤防整備についての計画」（p10）があると主張しているのですから、2000年度の重要水防箇所一覧表についても改修計画との関連性を検討するのが筋だと思います。

確かに30年間の変遷を見渡すことは面倒な作業ですが、常総市民が鬼怒川の重要水防箇所について分析して、Webサイトに掲載しているのですから、検討は容易でした。

●氾濫した箇所の危険性が重要水防箇所はどう評価されていたのかについて言及しないのか

これまで重要水防箇所を無視してきた弁護団が、二審に入ってから重要水防箇所を攻撃材料にしたことは意外でしたが、控訴理由書を読んでみると、2015年に氾濫した箇所が重要水防箇所だったのかについて言及していません。

（上記のとおり、若宮戸の上流側の氾濫箇所（ソーラーパネル付近）については言及していますが、氾濫箇所だから言及したのではなく、たまたま堤防断面でA評価だったからであり、実際の氾濫箇所だったことと重要水防箇所だったこととの関連性には言及していません。また、区間延長距離を間違っており（控訴理由書p27）、関心の薄さを感じさせます。）

氾濫箇所とは、具体的には若宮戸の溢水箇所2箇所と左岸21.00k付近の三坂町の破堤区間の3箇所です。

弁護団は、下流側の溢水箇所（L24.63k付近）については無視しています。

そして、敗訴部分である、三坂町の破堤区間についても、重要水防箇所において危険性がどの程度に評価されていたのかを紹介することはありません。

●新基準でも重要水防箇所の区分はAとBではなかった

ところで、重要水防箇所の区分は、重要度Aと重要度Bだけでありませんでした。

「重点区間」というものがありました。

「重点区間」とは、「水防活動上の必要に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間」とされていました。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/saigai/documents/suikai6.pdf>

「重点区間」という区分はいつから存在したかという点、seesaa.netの記事を閲覧する限り、鬼怒川で記録のある1986年度からあったわけではなく、1999年度から創設された制度だと思われます。

<https://kinugawa-suigai.up.seesaa.net/pdf/H11-suibo.pdf>

L21.00k付近の破堤区間は、2007年度から重点区間でした。

下表は、鬼怒川の2007年度重要水防箇所一覧表です。

様式-2 平成19年度直轄河川重要水防箇所一覧表

事務所名	箇所番号	河川名	重要度		左右	重要水防箇所 地先名	標高位置 (K, m)	延長 (m)	重要な理由	県及び市町村			想定される 水防工法	
			種別	階級						担当水防団体	担当土木事務所	担当出張所		
下館	145	鬼左22-1	鬼怒川	堤防高	A	左	茨城県 常総市	22.00 K 下	800	計算水位が現況堤防高以上	常総市	常総土木	鎌庭出張所	積み土のう
							新石下	21.25 K 下						
下館	146	鬼右21-5	鬼怒川	堤防高	A	右	茨城県 常総市	21.50 K 下	220	計算水位が現況堤防高以上	常総市	常総土木	鎌庭出張所	積み土のう
							篠山	21.25 K 下						
下館	147	鬼右21-4	鬼怒川	堤防高	B	右	茨城県 常総市	21.25 K 下	60	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総土木	鎌庭出張所	積み土のう
							篠山	21.25 K 下						
下館	148	鬼右21-3	鬼怒川	堤防高	A	右	茨城県 常総市	21.25 K 下	90	計算水位が現況堤防高以上	常総市	常総土木	鎌庭出張所	積み土のう
							篠山	21.00 K 上						
下館	149	鬼右21-2	鬼怒川	堤防高	B	右	茨城県 常総市	21.00 K 上	130	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総土木	鎌庭出張所	積み土のう
							篠山	21.00 K 下						
下館	150	鬼右21-1	鬼怒川	堤防高	A	右	茨城県 常総市	21.00 K 下	110	計算水位が現況堤防高以上	常総市	常総土木	鎌庭出張所	積み土のう
							磯持	20.75 K 上						
下館	151	鬼左21-1	鬼怒川	[重点]堤防高 堤防断面	A B	左	茨城県 常総市	21.25 K 下	1160	計算水位が現況堤防高以上 堤防断面、天端幅が1/2以上	常総市	常総土木	鎌庭出張所	積み土のう 置きまわし
							新石下～二坂町	20.00 K 上						
下館	152	鬼右20-2	鬼怒川	堤防高	B	右	茨城県 常総市	20.75 K 上	100	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	常総市	常総土木	鎌庭出張所	積み土のう
							磯持	20.75 K 下						
下館	153	鬼右20-1	鬼怒川	堤防高	A	右	茨城県 常総市	20.75 K 下	560	計算水位が現況堤防高以上	常総市	常総土木	鎌庭出張所	積み土のう
							磯持～古閑木	20.25 K 下						
下館	154	鬼左20-1	鬼怒川	堤防高	A	左	茨城県 常総市	20.00 K 上	200	計算水位が現況堤防高以上	常総市	常総土木	鎌庭出張所	積み土のう
							二坂町	19.75 K 上						
下館	155	鬼右19-5	鬼怒川	水衝洗掘	B	右	茨城県 常総市	19.75 K 下	50	洪水時洗掘のおそれ	常総市	常総土木	鎌庭出張所	木流し
							古閑木～花島町	19.75 K 下						
下館	156	鬼右19-4	鬼怒川	堤防高 水衝洗掘	A B	右	茨城県 常総市	19.75 K 下	310	計算水位が現況堤防高以上 洪水時洗掘のおそれ	常総市	常総土木	鎌庭出張所	積み土のう 木流し
							花島町	19.25 K 上						
下館	157	鬼右19-3	鬼怒川	堤防高 瀧水	A B	右	茨城県 常総市	19.25 K 上	220	計算水位が現況堤防高以上 洪水時瀧水のおそれ	常総市	常総土木	鎌庭出張所	積み土のう 月の輪
							花島町	19.25 K 下						
下館	158	鬼右19-2	鬼怒川	堤防高 瀧水	B B	右	茨城県 常総市	19.25 K 下	10	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 洪水時瀧水のおそれ	常総市	常総土木	鎌庭出張所	積み土のう 月の輪
							花島町	19.00 K 上						
下館	159	鬼右19-1	鬼怒川	堤防高 瀧水	B B	右	茨城県 常総市	19.00 K 上	360	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 洪水時瀧水のおそれ	常総市	常総土木	鎌庭出張所	積み土のう 置きまわし 月の輪
							花島町	18.75 K 上						

重要水防箇所を改修計画に反映させるべきだと考えるなら、「重点区間」は真っ先に改修されるべき区間であるはずであり、無視できないはずで。

● 弁護団は重要水防箇所が適切な評価方法であることを前提としている

弁護団が重要水防箇所を持ち出してきたのは、次の三つを言いたいためです。

- (1) 重要水防箇所の評定基準にはスライドダウンの考え方は用いられていないこと。
- (2) 2012年度計画においては堤防断面、法崩れ・すべり、漏水及び水衝・洗掘を考慮要素とする理由が乏しかったこと。

(3) 2012年度計画における堤防の治水安全度の評価は、「堤防高（流下能力）」について重要度 A の箇所のみで、その小さい箇所の順に整理すべきである。

ここで注意すべきは、弁護団は、重要水防箇所における危険な箇所の評価方法が適切であることを前提にしていることです。

重要水防箇所における危険な箇所の評価方法が適切であることを前提としなければ、上記の主張は成り立ちません。

(1) については、適切でない評価方法にスライドダウンが用いられていないことを証明しても、スライドダウンが適切でないことを証明したことになりません。

ダメな評価方法にスライドダウンが使われていないという主張を聞かされた人は、「それがどうした」と思うだけであり、主張する意味はありません。

「重要水防箇所という適切な評価方法にスライドダウンが用いられていないからスライドダウンは適切でない考えだ」と主張してこそ意味のある主張になります。

だから、重要水防箇所にはスライドダウンが使われていないぞー、という主張は、重要水防箇所がまともな評価方法であることを前提としていることになるはずで

(2) については、重要水防箇所の設定状況を改修計画に反映させるべきだという趣旨と思われ、そうだとすると、これまた重要水防箇所における評価方法が適切であることが前提です。

適切でない評価方法による結果を改修計画に反映させても合理的な改修計画にならないからです。

つまり、いずれの主張も、重要水防箇所における危険な箇所の評価方法が適切であることを前提としなければ成り立ちません。

(3) については、意味がよく分かりません。

上記のとおり、改修計画作成においては管理区間の全部を対象とし、治水安全度の評価は B 評価の箇所についてもやるのが普通でしょう。

●これまでの態度と矛盾する

弁護団が重要水防箇所における危険な箇所の評価方法が適切であると考えていること、つまり重要水防箇所の基準を肯定的に評価していることの何が問題かという点、これまでの弁護団の態度と矛盾するということです。

これまで弁護団は、重要水防箇所を無視してきましたが、その理由は、重要水防箇所

における危険な箇所の評価方法が下記のとおり不適切であると考えていたからです。

なぜそう言えるかという、時期は忘れましたが、弁護団の一員である全国水源開発問題連絡会の関係者が利根川流域市民委員会の会議において、重要水防箇所の基準は不当であり使えないと発言していたからです。

その発言内容は、2015年度重要水防箇所の設定根拠を調べたところ、「堤防高（流下能力）」についての条件設定が大袈裟すぎたということです。

その条件設定とは、計画高水流量規模の洪水を河道断面に関する計画が未達成である現況河道に流してみるということです。その結果、越水や溢水が起きるか、あるいは起きないとしても、堤防高と堤防類地の地盤高にどれだけ余裕があるかで重要度を区別します。

計画高水流量規模の洪水を現況河道に流すという想定があまりにも大袈裟で現実離れしているということです。

鬼怒川の計画高水流量は、鬼怒川水海道では5000m³/秒であり、このような大洪水が起きる確率は極めて小さいので、非現実的な想定であり、このような現実無視の想定で選定された重要水防箇所は何の参考にもならない、したがって、攻撃材料にもならない、というのが弁護団の考えでした。

もちろん、弁護団の1メンバーの意見イコール弁護団の意見ではありませんが、重要水防箇所への評価については、弁護団としては、上記の意見に賛同したことになります。

なぜなら、弁護団は、重要水防箇所を攻撃材料にしてこなかったのですから。

もし弁護団が重要水防箇所を肯定的にとらえていれば、重要水防箇所を攻撃材料にしていたはずです。

重要水防箇所を争点とすることには効用があると思います。

氾濫箇所の危険性について管理者がどのような認識を持っていたかを知るための重要な手掛かりであり、回避可能性を議論するためには重要だと思います。

また、管理者はどこが最も危険な箇所かを毎年度認識していたという点でも、重要水防箇所の議論をすることには意義があると思います。

ただし、私は、前記の設定基準（計画高水流量を現況河道に流してみる）に賛成しているわけではありません。

ちなみに、計画高水流量と2015年洪水との比較表を掲げておきます。

単位：m³/秒

	石井	水海道	年超過確率
計画高水流量	5400	5000	1/100

2015年洪水	4600	4300	約1/45
---------	------	------	-------

水海道での実績流量 4300 は氾濫戻し後。

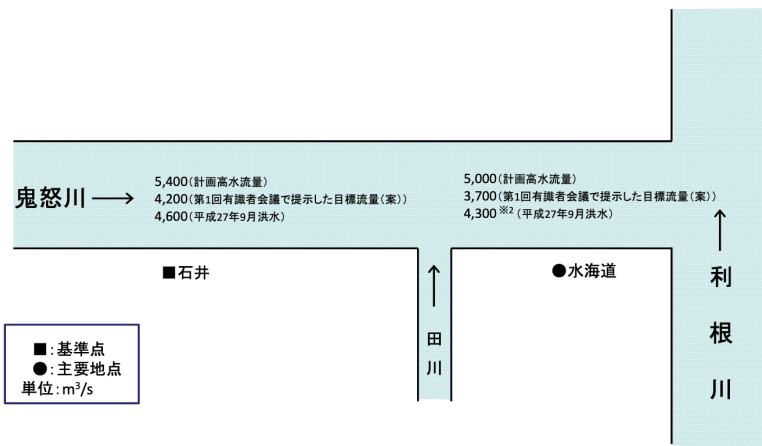
根拠は、第5回鬼怒川・小貝川有識者会議（2015年10月29日）の資料 p30 ↓。

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000634942.pdf

14. 平成27年9月洪水の流量について

国土交通省 関東地方整備局

- 第一回鬼怒川・小貝川有識者会議(平成18年12月)では、河川整備計画目標流量(案)を、基準地点石井において4,200m³/sとした。
- 平成27年9月洪水では、基準地点石井において、約4,600m³/sの流量を記録している。
- 平成27年9月洪水を踏まえ、新たな流出計算モデルを構築^{※1}し河川整備計画目標流量(案)を検討する必要がある。



※1. 「利根川の基本高水の検証について」（平成23年9月）と同様の考え方により新たな流出計算モデルを構築して行きます。なお、詳細については今後、お示しします。

※2. 氾濫戻し後の流量

30

要するに、弁護団にとって、重要水防箇所はダメな評価方法だったのです。

●重要水防箇所はダメな評価方法なのか

弁護団は、一審で重要水防箇所を無視してきました。

その理由は、上記のとおり、選定基準が想定する流量が過大だと考えたことです。

しかし、想定する条件が大袈裟な危険な箇所の抽出方法が使い物にならないとは言えないと思います。

弁護団は、重要水防箇所において想定する洪水の規模が大きすぎるということの一事をもって、使い物にならない抽出方法だと断じていたわけですが、正しいとは思えません。

想定する洪水が巨大であっても、危険な箇所の危険度の順序を正しく言い当てていれば、適切な抽出方法と言えるはずですが。

大洪水で危険な箇所は中洪水でも危険なはずであり、それらの箇所の危険度の順序は変わらないと思います。

現況河道に計画高水流量を流してみても溢れるか、という流下能力による基準が、危険な箇所を抽出する最適の方法だとは思いますが、結果として、実際に氾濫が起きた上三坂と若宮戸（2箇所）は、重要水防箇所において危険な箇所として言い当てられていたのですから、無意味だとか使いようがない代物だと決めつけることが妥当だとは思いません。

●計画高水流量規模の洪水を現況河道に流すという想定は1995年度から始まった弁護団は、重要水防箇所においては計画高水流量規模の洪水を現況河道に流すという想定をするので危険な箇所の不適切な抽出方法であると考えたわけですが、最初からそのような抽出方法だったわけではありませんでした。

1985年度から1994年度までの10年間は、下記URLを開くと分かるように、計画高水流量規模の洪水を現況河道に流すという条件設定ではありませんでした。

<http://kinugawa-suigai.seesaa.net/category/26369282-1.html>

<https://kinugawa-suigai.up.seesaa.net/pdf/kijyun-S61-H06.pdf>

したがって、重要水防箇所においては、「すべからず計画高水流量規模の洪水を現況河道に流すという非現実的な想定をするので危険な箇所の不適切な抽出方法である」という見方は、そもそも誤りです。

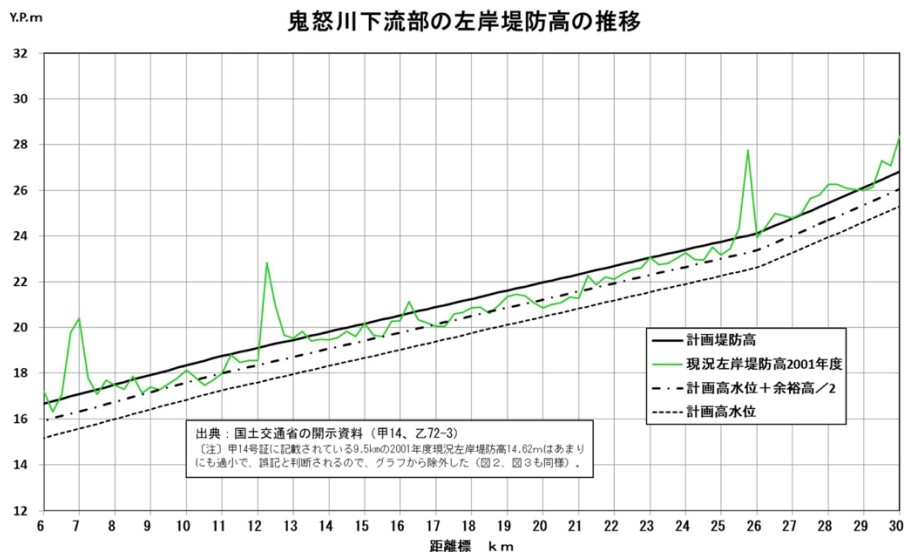
少なくとも30年前からある制度を、2015年度の1年度分だけの資料を調べて、重要水防箇所は話にならないほどダメな制度であり、攻撃材料には使えないと判断したことが妥当だったのかは疑問です。

一部を見て全体を判断するという発想は独特です。ゾウの鼻だけを見て、ゾウの全体像を描くことはできない、だから全体像を把握しようとするのが普通の発想だと思います。

●当初の評定基準は弁護団の発想と一緒だった

下図のとおり、原告ら準備書面（7）の添付図1を見れば分かるように、弁護団は、現況堤防高が計画堤防余裕高の半分（75cm）を満たすか、という危険性の判定基準を設定しています。

<https://www.call4.jp/file/pdf/202101/9eefe8d135f4d6ede5176c8055a77db3.pdf>



この考え方は、まさに重要水防箇所の当初の評定基準のうち、BとCを区分する基準と一緒です。（重要水防箇所では、Aの基準として、現況堤防高が計画堤防余裕高の1/5（30cm）を満たすか、が用いられています。）

<https://kinugawa-suigai.up.seesaa.net/pdf/kijyun-S61-H06.pdf>

重要水防箇所という制度を無視しておきながら、そこでの評定基準を使うという主張の仕方がそもそもチグハグだったのであり、それならいっそ最初から重要水防箇所の制度を援用して攻撃する方が説得力があったと思います。

●「堤防高（流下能力）」とは何か

控訴理由書 p26 に「(重要水防箇所の制度では) 現況堤防高を堤防高（流下能力）についての設定基準に用い」と書かれています。

つまり、重要水防箇所の制度では、「堤防高（流下能力）」についての設定基準は「現況堤防高」だと弁護団は言っています。

つまり、「堤防高（流下能力）」とは、現況堤防高のことだというわけですが、そうでしょうか。

そもそも「堤防高（流下能力）」とは何かといえば、次の資料に出てくる言葉です。

水防計画作成の手引き（都道府県版） 2015年度作成

資料 3-1 重要水防箇所評定基準(案) (国管理)

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/41_1507.pdf

資料 3-1 重要水防箇所評定基準（案）（国土交通省管理）

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部のある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等緊急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋りょう、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閉			陸閉が設置されている箇所。

「堤防高（流下能力）」という種別名は、おそらくは2020年度に変更されました。下表は、下記のとおり、2022年度の資料です。

水防計画作成の手引き（都道府県版）

資料 3-1 重要水防箇所評定基準(案) (国管理)

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/suiboukeikaku_tebiki_pref_2022_08.pdf

資料 3-1 重要水防箇所評定基準（案）（国管理）

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に頼した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

おそらくは2020年度に全体として基準は大幅に変わりましたが、冒頭の基準については、基準の内容が一言一句違わないにもかかわらず、国は、種別名だけを「堤防高（流下能力）」から「越水（溢水）」に変えました。

国は、当該基準を「堤防高（流下能力）」と呼ぶことは不適切だと考えたということになります。

おそらくは、「堤防高」という言葉を使うことが誤解を与えることに気づいたのだと思います。

実際、弁護団は、誤解させられていると思います。

重要水防箇所の一歩目の基準について国が種別名を変更したことはさておくとしても、当該基準は、計画高水流量を現況河道に流してみても、溢れるか、あるいは溢れそうになるか、ということですから、基本的には流下能力を基準としているのであって、堤防高そのものを基準としていません。

種別名は、端的に「流下能力」とすべきだったかもしれません。

現実的にそのような箇所があるのかは別にして、理論的には、計画堤防は完成しているが、河床が上がっている等の理由により河道断面積が極めて小さく流下能力が極めて小さい箇所があるとすると、そういう箇所に計画高水流量規模の洪水を流すと越水するので、堤防は十分高いにもかかわらず、重要度 A と判定されるはずで

そうだとすると、堤防高で判断していないということです。

逆に、堤防高は極めて低い（例えば、H W L 程度）が、河床が下がっている等の理由により河道断面積が極めて大きく流下能力が極めて大きい箇所があるとすると、そこに計画高水流量規模の洪水を流しても越水しないので、H W L を基準として堤防が極めて低いにもかかわらず、重要度 A に判定されません。

弁護団が言うように、堤防高が重要水防箇所の評定基準であるならば、このような箇所は絶対的に堤防高が低いのであり、重要度 A に判定されなければならないはずです。

要するに、重要水防箇所の 1 番目の基準は、現況河道が計画高水流量を流せるか、ということです。

それを判断するには、計画高水流量を水位に換算して現況堤防高と比較するしか方法がないので、その限りで堤防高を参照しているにすぎないのです。

ただし、ある箇所が越水しない場合であっても、計画堤防余裕高が確保されていない場合は重要度 B と判定されますので、B については、堤防高そのものが基準となります。

「堤防高（流下能力）」の重要度 A については、堤防高は参照されますが、基準ではないので、堤防が低くても流下能力の大きい箇所はあまり危険でないと判定されてしまいます。

重要水防箇所の 1 番目の基準は、そういう欠点を持っていると思います。

したがって、控訴理由書 p 2 6 の「(重要水防箇所の制度では) 現況堤防高を堤防高（流下能力）についての設定基準に用い」という主張が正しいとは思えません。

なお、弁護団は、安全度の評価について、「堤防の整備は、(中略) 越水を起こすかどうかの境界である現況堤防高及び同流下能力に基づいて安全度を評価して行うのが第一である。」(p 3 1。p 3 8 でも同様。) という言い方をしており、安全度の評価基準が堤防高なのか流下能力なのかを明言しないので、裁判所は理解しにくいと思います。

弁護団は、吉川勝秀らの論文「河川堤防システムの安全管理に関する実証的研究」(甲 4 9) を引用していますが、これに依拠しているわけでもありません。

吉川らは、堤防高が相対的に低い箇所で氾濫していると言っており、流下能力には言及していません。

吉川らの論文を引用するなら、弁護団の考えと同じなのか違うのかを説明すべきだったと思います。

●詳細点検を争点にすべきだった

控訴理由書 p 2 9 に次のように書かれています。

「堤防の質に関わる堤体内への河川水の浸透に対する安全性の評価として行う検討は、具体的に、重要水防箇所設定基準の重要度 A のような堤防幅の狭小なかみそり堤の箇所があるか、そして、当該箇所について、裏法先の地形を含む堤防形状及び土質条件上の弱点につき、現地の地形、過去の洪水における漏水の有無とその程度、さらに堤体土等の土質等の調査を行い、堤体内への河川水の浸透による堤防決壊の危険の有無とその程度を検討しなければならないのである。以上のことが、堤防整備において、堤体内への河川水の浸透による堤防決壊を防止する観点からの検討として必要なのである。」

弁護団は、そう考えるのであれば、「河川堤防詳細点検（浸透による安全性）」を無視すべきではなかったと思います。

https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/river_bousai00000082.html

このことについて私は、過去記事

堤防の浸透安全性を議論するなら「詳細点検結果一覧」を使うべきだ（鬼怒川大水害）

<https://kanumanodamu.lolipop.jp/OtherDams/shousaiTenken.html>

で書きました。

●破堤の防止が治水の目的か

控訴理由書 p 26 に、「河川においては、洪水により堤防が決壊しないようにすることが、河川の工事、維持、水防を問わない最重要事項である」と書かれていますが、そうでしょうか。

確かに、堤防決壊は壊滅的な被害をもたらすので、堤防決壊を防ぐことは極めて重要なことであり、管理者が目標の一つに掲げるのも当然です。

堤防決壊を防ぐための方法として「難破堤堤防」があり、国（建設省河川局治水課）が作成した「河川堤防設計指針（第3稿）」は、「難破堤堤防」を提唱しており、2000年6月から2002年7月まで指針として有効でした（根拠は下記記事）。

日経 BP 日経クロステック記事

設計指針から消えた幻の堤防

<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/mag/ncr/18/00085/022000005/>

私は、河川管理における最重要事項は、水害における損害額の最小化だと考えます。破堤防止が最重要事項だとすると、破堤が不可抗力だと判断される場合、国家賠償請

求が棄却されるしかないという理屈になります。

損害額の最小化が最重要事項（治水の目的とも言えると思います。）だと考えれば、破堤が不可抗力だと判断されるとしても、破堤による被害を最小化するような河川管理がなされていなければ瑕疵であると評価すべきことになるはずであり、国家賠償請求が認められる余地はあるはずです。

堤防が決壊しないようにすること（もちろん、堤防が設置されている区間では、という限定がある場面での話ですが。つまり、「堤防のない区間では、溢水氾濫を起こさないようにすること」と読み替える必要があると思います。）が最重要事項であるとする
と、理論的には国家賠償請求の範囲が狭くなるはずですが。

そもそも、河川法第1条は、洪水による災害の発生の防止を目的の一つに挙げており、堤防決壊や溢水の防止が目的だと言っていない。

破堤防止は、治水目的を達成するための手段（あるいは下位の目的）にすぎないということです。

裁判所を誤解させるようなことは言わない方がいいと思います。

●国は治水の目的をどう解釈しているのか

ちなみに、国も、堤防決壊の防止が最重要事項あるいは治水の目的であるとは考えていません。

被告は、小坂忠「河川改修計画の実際」（乙71）を引用して、いわゆる「下流原則」に従うことが合理的であると主張しています（被告準備書面（5）p9）。

<https://www.call4.jp/file/pdf/202010/dbab596c6056dde1f9a07d654b55cad3.pdf>

小坂は、次のように書いています。

「上流部を先行して改修した場合には下流部の水害の危険性を助長するおそれがあるので、下流部から上流部へ本川から支川へと改修を進めることが必要である。」

そして、「かりに中流部で氾濫危険が増大した場合」であっても、そんなことはお構いなしに、「下流部や本川から再改修をする必要があります」と書いています。

「下流部や本川」で氾濫させないためには、中流部で氾濫したって構わないと言っています。

なぜ中流部で氾濫したって構わないのかについて、2008年に社団法人日本河川協会会長・近藤徹が講演会で次のように言っています。

「上下流のバランス論ですが、この例を申し上げますと、水害裁判をやった人の経験ではわかると思いますが、上流であふれて川に入らず下流まであふれてきた水は誰もがしょうがないねと、不可抗力だといってくれます。」（「治水哲学の転換期」p10）

https://www.japanriver.or.jp/circle/oosaka_pdf/2008_kondou.pdf

つまり、下流から整備していった、整備が疎かだった上流部で氾濫して、氾濫水が堤内地を流下していった下流部に被害が及んでも、下流部の被害者は仕方ないね、と納得してくれるし、訴訟を起こされたとしても、裁判所は行政を勝たせてくれると言いたいのだと思います。

どうして、「上流であふれて川に入らず下流まであふれてきた水は誰もがしょうがないねと、不可抗力だといってくれ」るのか私には分かりません。

鬼怒川大水害は、まさに、「上流であふれて川に入らず下流まであふれてきた」例です。

原告らは、「しょうがないねと、不可抗力だ」と思わないから提訴したのです。

河川業界のドンや裁判所と一般市民は考えることがまるで違うようです。

私には、近藤の言うことが理解できません。

「上流であふれて川に入らず下流まであふれて」こないように、上流を先に整備したらいいじゃないですか。もちろん、そのために下流で氾濫しても、その方が被害が小さい場合の話ですが。

近藤は、下流原則に固執しているために思考が停止しているのでしょうか。

洪水の規模が大きくて、上流部か下流部のいずれかでの氾濫が不可避だったとしても、どちらで氾濫した方が被害が小さいかを考えて整備の順番を考えるのが管理者の仕事だと思います。

上流部か下流部のいずれかでの氾濫が不可避だったという前提で考えると、仮に危険性の高い上流部を先に整備したために下流部で氾濫したとしても、その方が被害は小さい場合には、被害の最小化が治水の目的と考えるなら、下流部で氾濫する確率が高いとしても、上流部の危険箇所から整備するのが筋です。

（鬼怒川では、上流部か下流部のいずれかでの氾濫が不可避だったとは思いません。堤防の整備を2000年以前に完了させておく時間も予算もあったのですから。）

ここで検討して分かることは、国は、治水の目的を氾濫防止と考えていないというこ

とです。この点は、私と同じです。

では、水害による被害の最小化を目的と考えているのかということ、それも違うということですか。

近藤は言っていないですが、おそらくは国も被害の最小化を目的と考えているのかもしれませんが、下流部で氾濫した場合の被害は上流部で氾濫した場合の被害よりも常に大きいとみなしているのかもしれませんが。

したがって、下流部で氾濫しないように下流部を優先して整備し、その結果、上流部が後回しになって、上流部で氾濫し、その結果、上流部も下流部も浸水することになって、被害者も「下流部から整備してきたのだから仕方がない」とあきらめてくれるだろうし、裁判所も理解してくれるはずだという理屈ではないでしょうか。

しかし、上記のようにみなすことが妥当だとは思えません。

「下流部を優先して整備すれば、必ずより大きな利益が得られる」という命題が成り立たないことは、鬼怒川大水害が起きる前から分かることです。

下流部を優先して整備したために上流部で氾濫して上流部も下流部も浸水することが予想される場合には、上流部を優先するのが当然だと思います。

小坂は、それでも下流部を優先させるべきだと言い、国は、小坂の説を援用します。

しかし、大東判決の4年前に書かれた小坂の説は、大東判決に反します。

大東判決は、「緊急に改修を要する箇所から段階的に、また、原則として下流から上流に向けて行うことを要する」と言います。

緊急を要する箇所は、下流原則に優先するということです。

国が小坂の説を援用すること自体が大東判決に従わなくていいと言っているのと同じことですから、大東判決の適用を求める国としては、矛盾する話です。

国は、「治水安全度の低い箇所を優先しつつ」（被告準備書面（5）p23）と言っていました。そんなのウソです。「治水安全度の低い箇所を優先し」てきたら、鬼怒川大水害は起きていません。

下流優先にこだわったから、危険な三坂町と若宮戸が放置されたのです。

しかし、弁護団は、国が唱える下流原則について争いませんでした。

●まとめ

重要水防箇所の問題に戻ります。

弁護団の主張の問題点は、重要水防箇所という制度で用いられている基準の是非について評価しないことです。

弁護団は、控訴理由書 p26 で重要水防箇所における判断基準について説明した後、「この重要度等級の分け方が、河川管理における堤防高（流下能力）と堤防断面の安全度の比較における判断基準であると理解できる。」と書きますが、弁護団は、当該判断

基準が妥当か、あるいは適切かについての評価をしません。

この評価がないまま、「計画における堤防の治水安全度の評価は、・・・堤防高（流下能力）が重要度 A となっている箇所の中なかで、その小さい箇所の順に整理を行って検討しなければならないのである。」（p28）と主張しても意味がないと思います。（もっとも、前記のとおり、この主張自体が計画の対象となる箇所は重要度 A だけだ、と言っているようであり、難解ですが。）

重要水防箇所の判断基準が妥当であり、かつ、本件訴訟に関連があること（具体的には、重要水防箇所が整備手順に反映されるべきこと）を説明しなければ、重要水防箇所にスライドダウンの考え方が用いられていないことを述べても意味がないと思います。

国の反論も案の定この点を突いています。

重要水防箇所は、「堤防の整備手順を検討するために定めているものではない。」（控訴答弁書 p39）と言います。

重要水防箇所と整備手順は関係ないという反論です。

なぜこのような反論が出るのかというと、弁護団が重要水防箇所の基準が妥当であることや重要水防箇所と河川改修事業との関連性を必要かつ十分に説明していないからです。

少なくとも30年間続いた重要水防箇所の基準が妥当であるならば、なぜ1年度分についてしか検討しないのか分かりません。

重要水防箇所の基準が妥当であるならば、そして、重要度 A を整理・検討して改修の順序を決めるべきならば、なぜ実際に氾濫した箇所がどのように評価されていたのかを検討しないのか分かりません。（若宮戸の上流側溢水箇所については言及していますが、評定結果と理由に矛盾があっても解明しないくらいですから、具体的な氾濫箇所についての検討はしていません。）

スライドダウンがダメだと言いたいために論点をしばって中途半端になったのかもしれませんが、重要水防箇所の基準が妥当であると考えたら、当該基準の妥当性を正面に据えて攻撃する方がむしろ筋だと思います。

そのような攻撃をしなかった理由も、重要水防箇所と河川改修事業との関連性を説明しない理由も、弁護団が、重要水防箇所の評定基準を否定的に評価していることだと考えると納得できる話だと思います。

つまりは、重要水防箇所の評定基準を否定的に評価しておきながら、当該基準を引き合いに出してスライドダウンがダメな考えであることを主張しても、アクセルとブレーキを同時に踏むようなギクシャクした話にしかならないということです。

以上